

平成 19 年度市町村普通会計決算の概要について 平成 20 年 10 月 3 日

1 決算規模

総合政策部市町村課

県内 31 市町に係る平成 19 年度普通会計*1の決算規模は、歳入歳出とも前年度を上回った。

歳入 7,015 億円 (対前年度比 18 億円、0.3%増)

歳出 6,724 億円 (対前年度比 96 億円、1.4%増)

(1) 市町村別普通会計決算額

(単位：百万円、%)

市町村名	歳 入			歳 出		
	決算額	増減額	伸び率	決算額	増減額	伸び率
1 宇都宮市	171,963	1,089	0.6	164,889	5,242	3.3
2 足利市	48,227	△ 1,698	△ 3.4	46,815	△ 1,754	△ 3.6
3 栃木市	26,274	△ 1,148	△ 4.2	25,550	△ 994	△ 3.7
4 佐野市	44,323	1,460	3.4	42,671	1,746	4.3
5 鹿沼市	38,426	△ 2,224	△ 5.5	37,546	△ 1,631	△ 4.2
6 日光市	40,843	△ 1,800	△ 4.2	39,660	△ 424	△ 1.1
7 小山市	53,565	555	1.0	51,714	835	1.6
8 真岡市	23,839	410	1.8	21,981	378	1.8
9 大田原市	29,804	△ 522	△ 1.7	28,681	△ 175	△ 0.6
10 矢板市	12,081	△ 213	△ 1.7	11,464	△ 192	△ 1.7
11 那須塩原市	41,496	357	0.9	40,145	648	1.6
12 さくら市	15,238	1,019	7.2	14,204	942	7.1
13 那須烏山市	11,841	1,003	9.3	11,473	1,108	10.7
14 下野市	19,910	△ 190	△ 0.9	18,854	138	0.7
市 計	577,830	△ 1,903	△ 0.3	555,649	5,867	1.1
15 上三川町	13,127	2,473	23.2	12,736	2,591	25.5
16 西方町	2,715	197	7.8	2,423	49	2.1
17 二宮町	5,577	413	8.0	5,187	391	8.1
18 益子町	6,674	△ 182	△ 2.7	6,345	△ 264	△ 4.0
19 茂木町	7,879	1,030	15.0	7,458	975	15.0
20 市貝町	4,532	△ 254	△ 5.3	4,153	△ 175	△ 4.0
21 芳賀町	9,253	△ 7	△ 0.1	8,594	△ 144	△ 1.7
22 壬生町	11,116	663	6.3	10,649	713	7.2
23 野木町	6,458	△ 1,460	△ 18.4	5,947	△ 1,300	△ 17.9
24 大平町	7,709	△ 150	△ 1.9	7,394	△ 120	△ 1.6
25 藤岡町	5,179	△ 128	△ 2.4	4,798	△ 109	△ 2.2
26 岩舟町	5,204	101	2.0	4,931	139	2.9
27 都賀町	3,981	188	5.0	3,744	124	3.4
28 塩谷町	4,914	256	5.5	4,706	265	6.0
29 高根沢町	9,847	114	1.2	9,438	187	2.0
30 那須町	10,114	△ 332	△ 3.2	9,534	△ 308	△ 3.1
31 那珂川町	9,388	773	9.0	8,731	725	9.1
町 計	123,666	3,693	3.1	116,765	3,738	3.3
県 計	701,497	1,791	0.3	672,414	9,605	1.4

※ 表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。
(以下の表について同じ)

(2) 歳出の増加額及び増加率の大きい団体 (増加に寄与した主な事業及びその影響額)

- ・ 増加額 ① 宇都宮市 52億42百万円 (児童措置費*2 + 18億55百万円)
- ② 上三川町 25億91百万円 (総合保健福祉センター建設事業 + 24億44百万円)
- ③ 佐野市 17億46百万円 (余熱利用施設建設事業 + 12億74百万円)
- ・ 増加率 ① 上三川町 25.5% ※増加額と同じ
- ② 茂木町 15.0% (茂木中学校改築事業 + 6億79百万円)
- ③ 那須烏山市 10.7% (道整備交付金事業等*3 + 3億62百万円)

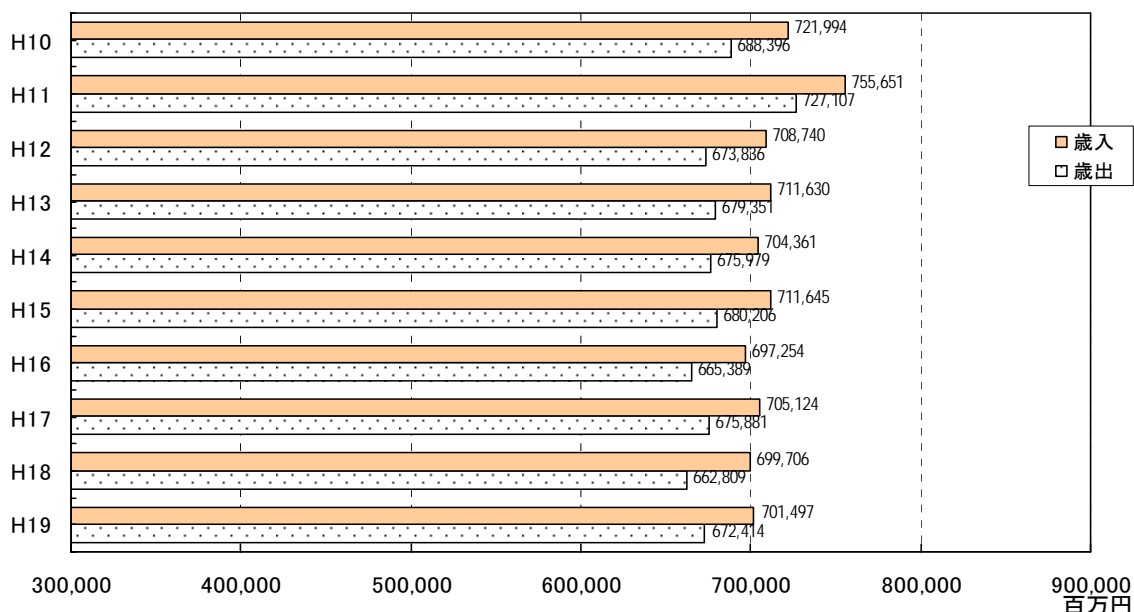
(3) 歳出の減少額及び減少率の大きい団体 (減少に寄与した前年度の主な事業及びその影響額)

- ・ 減少額 ① 足利市 △17億54百万円 (医療福祉拠点整備費 △ 5億86百万円)
- ② 鹿沼市 △16億31百万円 (合併振興基金の積立 △18億46百万円)
- ③ 野木町 △13億00百万円 (野木小学校改築事業 △9億46百万円)
- ・ 減少率 ① 野木町 △17.9% ※減少額と同じ
- ② 鹿沼市 △ 4.2% ※減少額と同じ
- ③ 市貝町 △ 4.0% (総合運動公園整備事業 △ 2億00百万円)
- 益子町 △ 4.0% (地方特定道路整備事業 △ 1億63百万円)

(4)決算規模の推移

(単位：百万円、%)

年 度	歳 入			歳 出		
	栃 木 県		(参考)	栃 木 県		(参考)
	決 算 額	伸 び 率	全 国 伸 び 率	決 算 額	伸 び 率	全 国 伸 び 率
10	721,994	4.1	2.7	688,396	2.8	1.9
11	755,651	4.7	2.4	727,107	5.6	3.0
12	708,740	△ 6.2	△ 4.9	673,836	△ 7.3	△ 5.3
13	711,630	0.4	△ 0.1	679,351	0.8	0.1
14	704,361	△ 1.0	△ 2.1	675,979	△ 0.5	△ 1.9
15	711,645	1.0	△ 0.7	680,206	0.6	△ 0.8
16	697,254	△ 2.0	△ 1.0	665,389	△ 2.2	△ 1.0
17	705,124	1.1	△ 0.2	675,881	1.6	△ 0.3
18	699,706	△ 0.8	△ 2.2	662,809	△ 1.9	△ 2.2
19	701,497	0.3	0.2	672,414	1.4	0.5



*1 普通会計…財政分析に用いられる理論上の会計区分。総務省の定める基準により各市町の会計を再構成したもの。一般会計と、公営事業会計を除くすべての特別会計との合算額から、各会計間の繰入れ、繰出し等、相互に重複する部分を控除したものである。

※公営事業会計…地方公共団体の経営する公営企業と、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業に係る会計の総称。

※公営企業……地方公共団体が経営する水道事業、下水道事業、病院事業などの事業のこと。主として事業運営のための経費を事業運営に伴う収入をもって賄っている事業である。

*2 児童措置費……ここでは、児童手当費、児童扶養手当費、保育所費など、児童手当法や児童福祉法等に基づく経費の一定部分をさしている。平成19年度は、3歳未満の児童への児童手当の月額を一律1万円に増額する改正などがあった。

*3 道整備交付金事業等……ここでは、国（内閣府）から「道整備交付金」の交付を受けて行う事業（付帯事業を含む）に係る経費をさしている。道整備交付金事業は、道路と農道・林道の整備を、国から認定を受けた計画に基づいて一体的に行うことに特徴がある。

2 決算収支

- ・ 形式収支、実質収支*1 ともに全団体が黒字
- ・ 単年度収支*2（市町村単純計） 148 億 32 百万円減少、64 億 57 百万円の赤字
- ・ 実質単年度収支*3（市町村単純計） 107 億 54 百万円減少、40 億 93 百万円の赤字

(1) 収支の状況

形式収支(歳入総額－歳出総額)……………全団体黒字
290 億 82 百万円(対前年度比 78 億 15 百万円、21.2%減)

実質収支(形式収支－翌年度に繰り越すべき財源)…全団体黒字
250 億 28 百万円(同 62 億 79 百万円、20.1%減)

単年度収支(19 年度実質収支－18 年度実質収支) △64 億 57 百万円(同 148 億 32 百万円、177.1%減)

実質単年度収支(単年度収支＋積立金＋繰上償還金－積立金取崩額)
△40 億 93 百万円(同 107 億 54 百万円、161.4%減)

(2) 決算収支一覧

(単位：百万円、%)

区 分	栃 木 県				(参考)
	平成19年度	平成18年度	増減額	伸び率	全国伸び率
1 歳入総額	701,497	699,706	1,791	0.3	0.2
2 歳出総額	672,414	662,809	9,605	1.4	0.5
3 形式収支 (1－2)	29,082	36,897	△ 7,815	△ 21.2	△ 10.1
4 翌年度に繰り越すべき財源	4,055	5,591	△ 1,536	△ 27.5	
5 実質収支 (3－4)	25,028	31,306	△ 6,279	△ 20.1	△ 10.4
6 単年度収支	△ 6,457	8,375	△ 14,832	△ 177.1	△ 280.8
7 積立金	6,786	5,988	798	13.3	
8 繰上償還金	1,183	386	797	206.3	
9 積立金取崩額	5,605	8,088	△ 2,483	△ 30.7	
10 実質単年度収支 (6＋7＋8－9)	△ 4,093	6,661	△ 10,754	△ 161.4	△ 123.8

※ 昨年度報告の歳出総額等に誤りがあったため、平成19年度単年度収支が「平成19年度実質収支－平成18年度実質収支」と一致しない。

(3) 決算収支等の推移

年 度	実質収支			単年度収支		実質単年度収支		実質収支比率*4	
	栃 木 県		(参考) 全国伸び率	栃 木 県		栃 木 県		栃木県平均	全国平均
	決算額	伸び率		決算額	赤字団体数	決算額	赤字団体数		
15	24,844	13.1	13.9	2,879	17/49	2,775	21/49	7.3	5.4
16	26,011	4.7	0.9	1,164	22/44	1,305	23/44	7.6	5.0
17	22,926	△ 11.9	2.0	△ 3,117	19/33	△ 5,714	21/33	7.3	4.8
18	31,306	36.6	6.0	8,375	10/31	6,661	12/31	8.0	4.5
19	25,028	△ 20.1	△ 10.4	△ 6,457	19/31	△ 4,093	22/31	7.6	

*1 実質収支……形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの。これが赤字だと「赤字団体」と称される。純余剰または純損失を表す。

*2 単年度収支……当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもので、当該年度のみ収支を明らかにしようとするもの。

*3 実質単年度収支……単年度収支に、実質的な黒字要素である財政調整基金積立額・地方債繰上償還額を加え、実質的な赤字要素である財政調整基金取崩額を控除したもの。

*4 実質収支比率……実質収支を標準財政規模で割ったもの。実質収支の程度を示す指標であり、黒字幅が大きいほど良いというものではなく、一般的には、3～5%程度になることが望ましいと考えられている。表の数値は、単純平均である。

3 歳入

○ 地方税、国庫支出金*1、県支出金等が増加し、地方譲与税*2、地方債、地方特例交付金*3、地方交付税*4等が減少

【増加】

- ・ 地方税 7.1%の増 市町村民税の個人分の増（税源移譲*5や定率減税の縮減*6等）
- ・ 国庫支出金 13.8%の増 国庫補助普通建設事業の増等
- ・ 県支出金 10.0%の増 障害者自立支援給付費負担金の増等

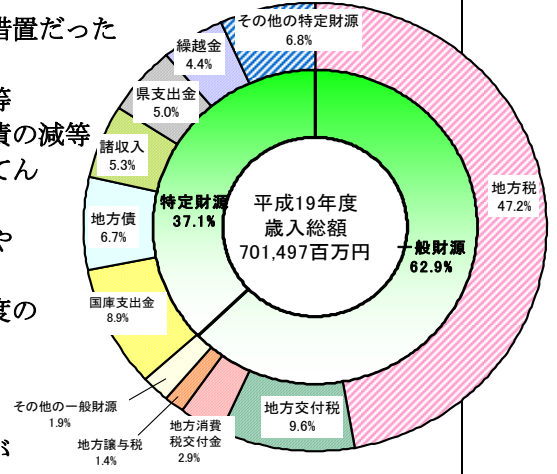
【減少】

- ・ 地方譲与税 60.5%の減 本格的な税源移譲までの暫定措置だった所得譲与税の廃止
- ・ 地方債 18.3%の減 臨時財政対策債の発行額の減等
臨時財政対策債を除いた地方債 20.1%の減 減税補てん債の減等
- ・ 地方特例交付金 74.2%の減 定率減税の廃止に伴う減税補てん特例交付金の廃止等
- ・ 地方交付税 4.6%の減 国の交付税総額の減(△4.7%)や市町村民税等の増加
(交付税はピークの平成12年度の57.7%の額)

地方交付税+臨時財政対策債*7発行額 6.2%の減

○一般財源の歳入に占める割合 0.4ポイント低下の62.9%

地方税の増と地方譲与税・地方特例交付金・地方交付税の減等が概ね均衡したものの、後者がやや大きかったため



(1) 歳入一覧

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度					平成18年度		
	栃 木 県				(参考) 全 国 伸び率	栃 木 県		
	金 額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	伸び率		金 額 (b)	構成比	伸び率
1 地方税	331,235	47.2	21,907	7.1	7.2	309,328	44.2	3.7
2 地方譲与税	9,501	1.4	△ 14,544	△ 60.5	△ 60.8	24,045	3.4	43.5
3 利子割交付金	1,109	0.2	285	34.6		824	0.1	△ 31.0
4 配当割交付金	984	0.1	97	10.9		887	0.1	57.3
5 株式等譲渡所得交付金	568	0.1	△ 82	△ 12.6		650	0.1	△ 22.3
6 地方消費税交付金	20,113	2.9	△ 289	△ 1.4		20,402	2.9	3.8
7 ゴルフ場利用税交付金	2,199	0.3	28	1.3		2,171	0.3	△ 3.3
8 特別地方消費税交付金	1	0.0	0	5.9		1	0.0	0.0
9 自動車取得税交付金	5,618	0.8	44	0.8		5,574	0.8	△ 5.1
10 国有提供施設等助成交付金	75	0.0	3	4.6		72	0.0	△ 35.7
11 地方特例交付金	2,025	0.3	△ 5,824	△ 74.2	△ 75.0	7,849	1.1	△ 18.3
12 地方交付税	67,272	9.6	△ 3,261	△ 4.6	△ 4.7	70,533	10.1	△ 3.9
13 交通安全対策特別交付金	463	0.1	△ 2	△ 0.4		465	0.1	5.0
小 計 (一般財源)	441,162	62.9	△ 1,640	△ 0.4	△ 0.9	442,802	63.3	3.2
14 分担金・負担金	5,591	0.8	124	2.3		5,467	0.8	△ 6.1
15 使用料・手数料	17,478	2.5	144	0.8		17,334	2.5	△ 2.7
16 国庫支出金	62,509	8.9	7,603	13.8	3.3	54,906	7.8	△ 5.7
17 県支出金	35,240	5.0	3,196	10.0	9.9	32,044	4.6	△ 3.2
18 財産収入	6,387	0.9	1,042	19.5		5,345	0.8	11.7
19 寄附金	289	0.0	109	60.6		180	0.0	△ 77.4
20 繰入金	17,832	2.5	△ 1,882	△ 9.5		19,714	2.8	△ 23.8
21 繰越金	30,987	4.4	5,329	20.8		25,658	3.7	△ 2.7
22 諸収入	37,319	5.3	△ 1,787	△ 4.6		39,106	5.6	1.2
23 地方債	46,703	6.7	△ 10,447	△ 18.3	△ 7.2	57,150	8.2	△ 11.7
臨時財政対策債以外	33,233	4.7	△ 8,356	△ 20.1	△ 6.0	41,589	5.9	△ 8.9
臨時財政対策債	13,470	1.9	△ 2,091	△ 13.4	△ 9.8	15,561	2.2	△ 18.6
小 計 (特定財源)	260,335	37.1	3,430	1.3		256,905	36.7	△ 7.0
歳 入 合 計	701,497	100.0	1,791	0.3	0.2	699,706	100.0	△ 0.8
自主財源 (1+14+15+18~22)	447,118	63.7	24,985	5.9		422,133	60.3	0.9
依存財源 (2~13+16+17+23)	254,379	36.3	△ 23,194	△ 8.4		277,573	39.7	△ 3.2

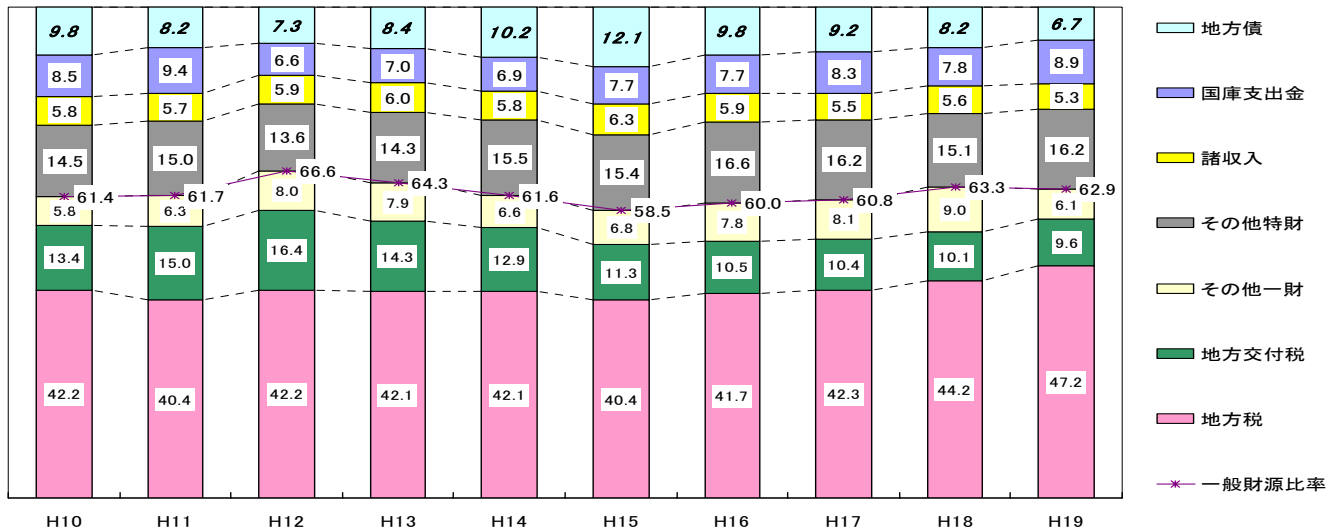
(2) 地方税の内訳一覧表

(単位：百万円、%)

区 分	平成 19 年 度					平成 18 年 度		
	栃 木 県				(参考) 全 国 伸 び 率	栃 木 県		
	金 額 (a)	構 成 比	増 減 額 (a-b)	伸 び 率		金 額 (b)	構 成 比	伸 び 率
1 普通税	311,885	94.2	21,708	7.5		290,177	93.8	4.2
(1) 法定普通税	311,885	94.2	21,708	7.5		290,177	93.8	4.2
ア 市町村民税	147,511	44.5	18,430	14.3		129,081	41.7	13.1
(ア)個人分	102,553	31.0	18,659	22.2	16.9	83,894	27.1	9.9
(イ)法人分	44,958	13.6	△ 230	△ 0.5	6.3	45,188	14.6	19.6
イ 固定資産税	147,351	44.5	3,215	2.2	1.8	144,136	46.6	△ 2.5
ウ 軽自動車税	3,017	0.9	148	5.2		2,869	0.9	4.2
エ 市町村たばこ税	13,960	4.2	△ 89	△ 0.6		14,049	4.5	2.8
オ 鉱産税	33	0.0	△ 2	△ 5.7		35	0.0	2.9
カ 特別土地保有税	13	0.0	7	116.7		6	0.0	0.0
(2) 法定外普通税	0	0.0	0	—		0	0.0	—
2 目的税	19,350	5.8	199	1.0		19,151	6.2	△ 3.8
(1) 法定目的税	19,350	5.8	199	1.0		19,151	6.2	△ 3.8
ア 入湯税	970	0.3	10	1.0		960	0.3	△ 3.2
イ 事業所税	2,846	0.9	82	3.0		2,764	0.9	0.9
ウ 都市計画税	15,534	4.7	106	0.7		15,428	5.0	△ 4.6
(2) 法定外目的税	0	0.0	0	—		0	0.0	—
合 計	331,235	100.0	21,907	7.1	7.2	309,328	100.0	3.7

歳入の構成比推移

(%)



- *1 国庫支出金……国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、または特定の施策の奨励若しくは財政援助のための補助金等。
- *2 地方譲与税……国税として徴収されそのまま地方に譲与される税。課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行しているもの。地方道路譲与税（いわゆるガソリン税の一部）、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税など。なお、平成16～18年度限りの暫定的な譲与税である所得譲与税は、税源移譲に伴い19年度から廃止された。
- *3 地方特例交付金……児童手当法の改正に伴う地方の負担増や、税制改正による地方税の減収の一部補てん等のため、法律により特例的に交付される交付金。平成19年度は、減収補てん特例交付金が廃止され、経過的措置として特別交付金が設けられた。
- *4 地方交付税……地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付する特別交付税がある。
- *5 税源移譲……地方における歳出と税収との乖離を縮小し、受益と負担の対応関係を明確にして財政運営の効率化等をはかるため、国から地方へ税源を移すこと。平成19年より所得税（国税）から個人住民税所得割（地方税）へ税源が移譲された。
- *6 定率減税の縮減……個人市町村民税については、平成11～17年度まで15%の定率減税が実施されていたが、平成18年度は7.5%に引き下げられ、平成19年度からは廃止された。
- *7 臨時財政対策債……地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13～21年度に限り発行される赤字地方債。その元利償還金については、次年度以降の普通交付税の基準財政需要額に全額算入される。

4 歳出

(1) 目的別歳出

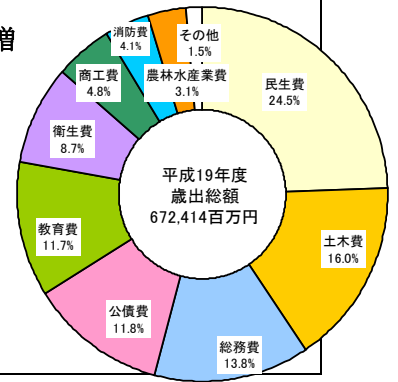
○民生費、公債費、土木費等が増加し、総務費、農林水産業費等が減少

【増加】

- ・ 民生費 4.9%の増 制度改正に伴う児童手当費の増や障害者福祉費の増
上三川町の総合保健福祉センター整備事業の増等
※民生費は、平成14年度以降、歳出に占める割合が最も大きい項目
- ・ 公債費 3.9%の増 臨時財政対策債や合併特例債の元利償還金の増等
- ・ 土木費 2.8%の増 那須塩原市や那須烏山市の道整備交付金事業、
壬生町の地域交流拠点整備事業の増等

【減少】

- ・ 総務費 6.5%の減 大田原市、鹿沼市等における合併振興基金の
積立金の減等
- ・ 農林水産業費 3.2%の減 鹿沼市の堆肥化センター建設事業の減等



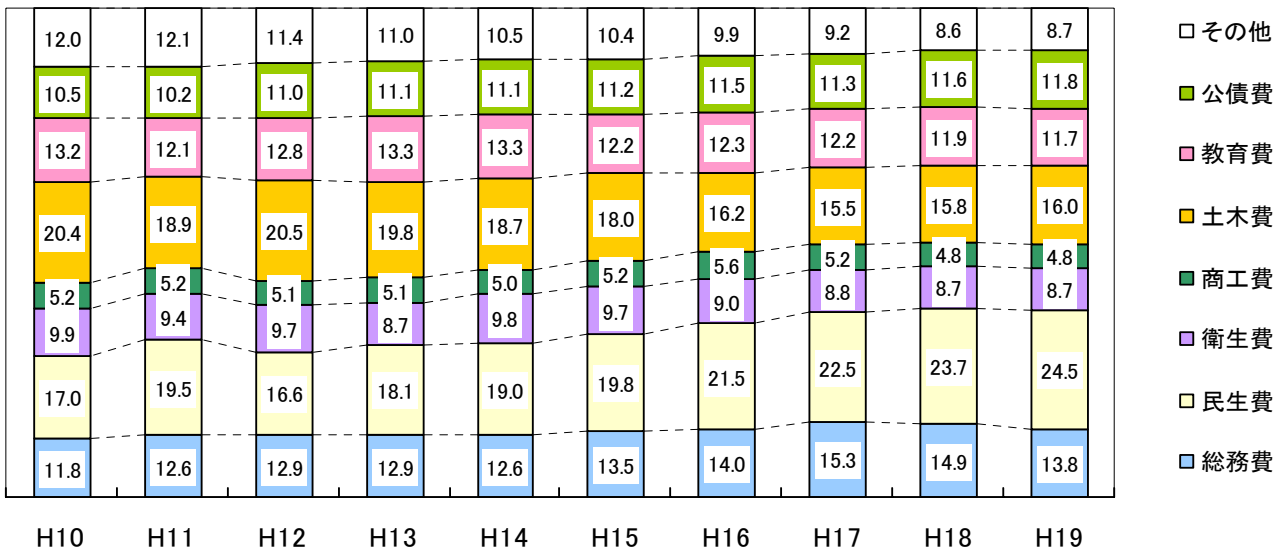
(2) 目的別歳出一覧

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度				(参考) 全 国 伸び率	平成18年度		
	栃 木 県					栃 木 県		
	金額 A	構成比	増減額 A-B	伸び率		金額 B	構成比	伸び率
1 議会費	6,116	0.9	△ 334	△ 5.2		6,450	1.0	△ 9.8
2 総務費	92,477	13.8	△ 6,428	△ 6.5	0.8	98,905	14.9	△ 4.3
3 民生費	164,856	24.5	7,721	4.9	4.0	157,135	23.7	3.5
4 衛生費	58,585	8.7	1,249	2.2	△ 0.9	57,336	8.7	△ 3.1
5 労働費	2,725	0.4	△ 120	△ 4.2	△ 13.5	2,845	0.4	△ 8.8
6 農林水産業費	21,117	3.1	△ 694	△ 3.2	△ 6.1	21,811	3.3	△ 14.1
7 商工費	32,582	4.8	860	2.7	0.4	31,722	4.8	△ 10.3
8 土木費	107,537	16.0	2,914	2.8	△ 2.0	104,623	15.8	△ 0.2
9 消防費	27,852	4.1	2,210	8.6	0.5	25,642	3.9	△ 2.1
10 教育費	78,657	11.7	△ 463	△ 0.6	△ 0.8	79,120	11.9	△ 4.4
11 災害復旧費	164	0.0	△ 443	△ 72.9	△ 28.3	607	0.1	567.0
12 公債費	79,586	11.8	3,003	3.9	0.5	76,583	11.6	0.0
13 諸支出金	160	0.0	131	457.1		29	0.0	△ 29.3
歳出合計	672,414	100.0	9,605	1.4	0.5	662,809	100.0	△ 1.9

目的別歳出の構成比推移

(%)



(3) 性質別歳出

○扶助費*1、物件費*2、公債費、普通建設事業費、補助費等*3等が増加し、積立金、維持補修費等が減少【増加】

- ・ 扶助費 7.8%の増 制度改正に伴う児童手当費の増や障害者福祉費の増等
- ・ 物件費 4.0%の増 学校や庁舎の情報システム整備、学校給食委託料や清掃センター委託料の増等
- ・ 公債費 3.9%の増 臨時財政対策債や合併特例債の元利償還金の増等
- ・ 普通建設事業費 2.4%の増 上三川町の総合保健福祉センター建設、日光市のクリーンセンター建設事業の増等
 単独事業費 4.3%の減 野木町の小学校建設事業の完了等

※普通建設の単独事業費は、平成5年度をピークに14年連続の減少

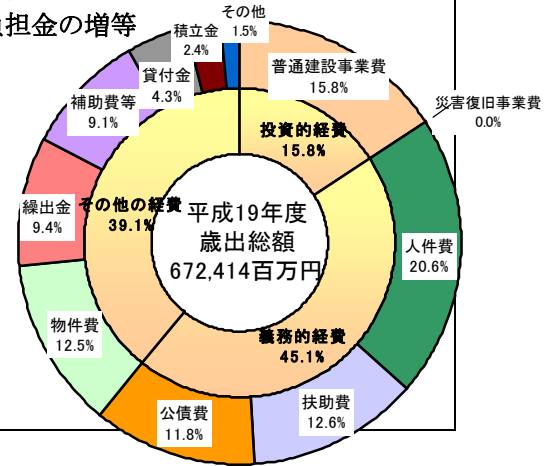
- ・ 補助費等 1.9%の増 合併に伴う宇都宮市の下水道事業への負担金の増等

【減少】

- ・ 積立金 27.4%の減 合併振興基金積立金の減等
- ・ 維持補修費 8.9%の減 道路維持補修費の減等

○義務的経費*4の歳出に占める割合 0.8ポイント上昇の45.1%
 人件費が概ね前年同額だったものの、扶助費及び公債費が増加したため

○投資的経費*5の歳出に占める割合 昨年と同率の15.8%
 普通建設事業費の増加により1.9%増となったが、歳出総額も増加したため割合は変わらず



(4) 性質別歳出一覧

(単位：百万円、%)

区分	平成19年度				(参考) 全国 伸び率	平成18年度		
	栃 木 県					栃 木 県		
	金額 A	構成比	増減額 A-B	伸び率		金額 B	構成比	伸び率
1 人件費	138,441	20.6	15	0.0	△ 0.1	138,426	20.9	△ 3.5
2 物件費	83,989	12.5	3,210	4.0	3.0	80,779	12.2	△ 2.3
3 維持補修費	7,413	1.1	△ 720	△ 8.9		8,133	1.2	0.1
4 扶助費	84,996	12.6	6,163	7.8	5.8	78,833	11.9	6.4
5 補助費等	61,123	9.1	1,139	1.9		59,984	9.0	△ 2.5
6 普通建設事業費	106,306	15.8	2,466	2.4	△ 3.3	103,840	15.7	△ 9.6
うち単独事業費	64,476	9.6	△ 2,899	△ 4.3	△ 5.1	67,375	10.2	△ 11.4
7 災害復旧事業費	164	0.0	△ 443	△ 72.9	△ 28.3	607	0.1	567.0
8 公債費	79,581	11.8	3,004	3.9	0.6	76,577	11.6	0.0
9 積立金	16,317	2.4	△ 6,171	△ 27.4	△ 12.5	22,488	3.4	△ 1.7
10 投資及び出資金	2,131	0.3	△ 118	△ 5.3		2,249	0.3	△ 3.2
11 貸付金	28,778	4.3	△ 426	△ 1.5		29,204	4.4	△ 4.9
12 繰出金	63,174	9.4	1,484	2.4		61,690	9.3	5.4
歳出合計	672,414	100.0	9,605	1.4	0.5	662,809	100.0	△ 1.9
義務的経費(1+4+8)	303,019	45.1	9,184	3.1	1.9	293,835	44.3	△ 0.1
投資的経費(6+7)	106,471	15.8	2,024	1.9	△ 4.3	104,447	15.8	△ 9.2

*1 扶助費……地方公共団体が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の各種の法令に基づき、被扶養者に対して支給する費用（独自に支給するものも含む）をいう。

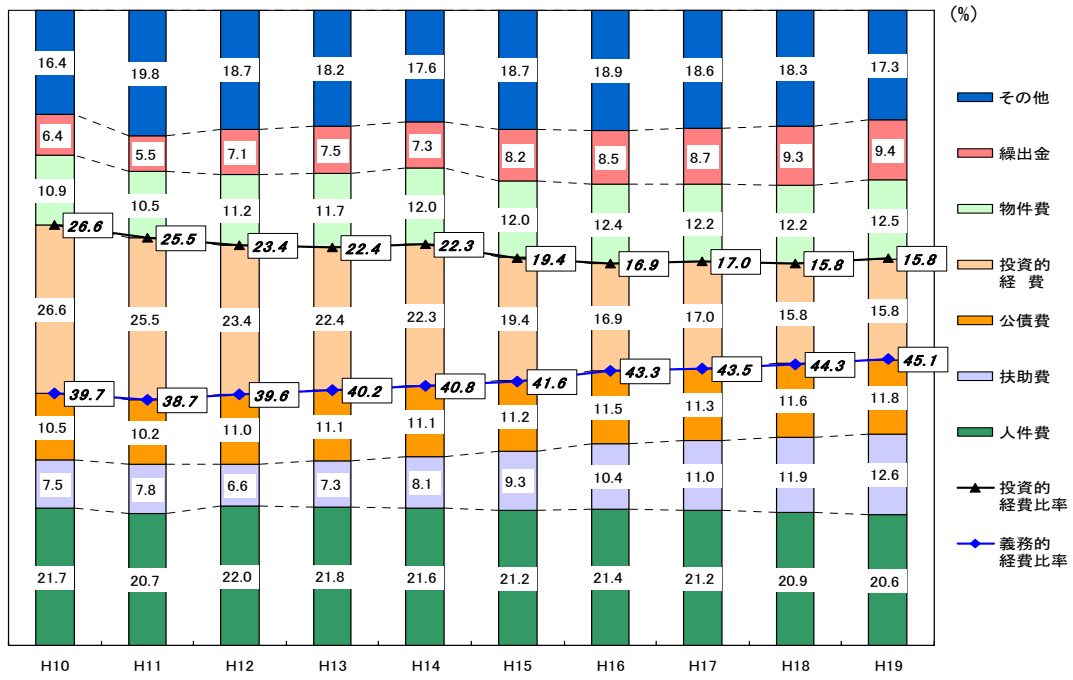
*2 物件費……決算統計における分析項目の一つで、消耗品費、光熱水費、委託料など。

*3 補助費等……決算統計における分析項目の一つで、報償費、負担金、補助金、交付金、賠償金、寄付金等など。その支出の目的、根拠、対象等によって多種多様な支出事項がある。

*4 義務的経費……地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できないため硬直性が強い経費のこと。職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費からなっている。

*5 投資的経費……道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。（なお本年度・前年度とも県内市町決算において失業対策費は計上されなかった）

性質別歳出の構成比推移



5 財政構造の弾力性等

- ・ 経常収支比率*1 2.3ポイント上昇の88.8% 公債費の増等
赤字地方債である臨時財政対策債と減税補てん債を除いた比率 1.5ポイント上昇し92.7%
- ・ 実質公債費比率*2 1.9ポイント低下の12.0% 元利償還金等から都市計画税の一定割合を控除できるようになったことに伴う減
早期健全化基準である25%以上の団体 なし
起債にあたり許可が必要となる18%以上の団体 なし(昨年度1団体)
- ・ 将来負担比率*3 78.1%
早期健全化基準である350%以上の団体 なし
- ・ 地方債現在高 前年度比3.1%減の6,467億円 昨年に続いて減少
※臨時財政対策債を除く地方債現在高は12年度以降減少傾向にあるが、全体としては依然高水準
- ・ 財政調整的基金現在高 前年度比6.3%増の717億円 財政調整基金の造成等

主な財政指標

(単位：百万円、%)

年度	経常収支比率		実質公債費比率		将来負担比率		地方債現在高		財政調整的基金現在高			
	栃木県 平均	(参考) 全国 平均	栃木県 平均	(参考) 全国 平均	栃木県 平均	(参考) 全国 平均	栃木県		栃木県			
							現在高	伸び率	現在高	伸び率		
15	83.6 (94.0)	87.4	/		/		659,506 (589,561)	4.2 (△2.2)	59,904 (41,069)	△0.6 (5.2)		
16	87.4 (95.7)	90.5					668,283 (571,136)	1.3 (△3.1)	59,683 (44,996)	△0.4 (9.6)		
17	85.6 (91.3)	90.2					13.7	14.8	673,436 (558,424)	0.8 (△2.2)	64,150 (45,261)	7.5 (0.6)
18	86.5 (91.2)	90.3					13.9	15.1	667,157 (539,107)	△0.9 (△3.5)	67,457 (44,776)	5.2 (△1.1)
19	88.8 (92.7)	92.0	12.0	12.3	78.1	110.4	646,718 (510,070)	△3.1 (△5.4)	71,691 (47,358)	6.3 (5.8)		

※1 経常収支比率の括弧内は、分母から臨時財政対策債と減税補てん債を除いた数値

※2 経常収支比率、実質公債費比率の市町村平均は、平成15年度までは49団体、平成16年度は44団体、平成17年度は33団体、平成18、19年度は31団体による単純平均(全国平均は加重平均)

※3 実質公債費比率は3年平均の数値。なお実質公債費比率は平成19年度決算分から地方公共団体財政健全化法に基づく指標となった。

※4 将来負担比率は地方公共団体財政健全化法に基づき平成19年度決算分から設けられた指標

※5 地方債現在高の括弧内数値は、臨時財政対策債を除いた数値

※6 財政調整的基金は財政調整基金と減債基金を合計した数値。括弧内は、財政調整基金のみの数値

*1 経常収支比率……… 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)の総額に占める割合として算定される。
この数値が高いほど財政構造は硬直化しているとされる。

経常経費に充当した一般財源額

× 100 (%)

経常一般財源の総額 + 減税補てん債 + 臨時財政対策債

*2 実質公債費比率……平成18年度より地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い導入された新たな財政指標。従来の起債制限比率とは異なり、一般会計等の公債費だけでなく、公営企業への繰出しや、一部事務組合の公債費等も含めて算定するもので、自治体全体の財政状況の実態をよりの確に反映する。平成20年度からは、地方公共団体財政健全化法に基づく指標となった。

実質公債費比率（3カ年平均）が18%以上の団体は、起債にあたり許可が必要となる。また、25%以上になると早期健全化団体、35%以上では財政再生団体となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100 (\%)$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの
- C：元利償還金等に充てられた都市計画税及び特定財源
- D：普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
- E：標準財政規模（※）

※ 標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、地方公共団体財政健全化法においては、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。次の算式で算定する。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

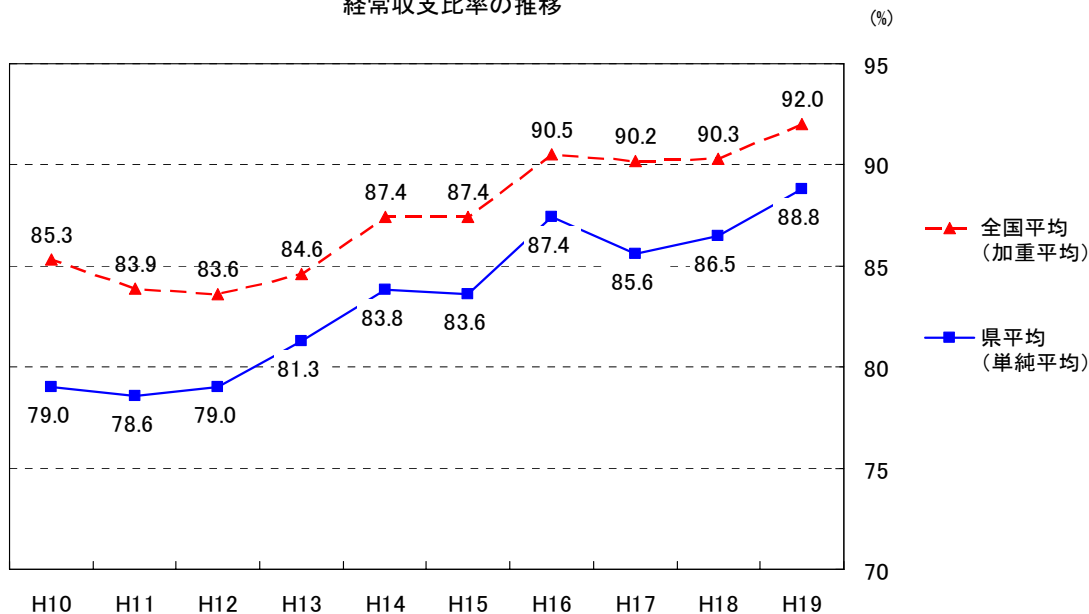
*3 将来負担比率……平成20年度から一部施行された地方公共団体財政健全化法に基づく指標の一つで、将来負担の大きさを表す指標。将来負担額（確定債務と負担が見込まれる債務の合計）から控除額を控除した後の額の標準財政規模等に対する割合で算定される。確定債務としては、一般会計等に係る地方債残高、企業会計に係る地方債残高のうち一般会計等による負担見込額などが、負担が見込まれる債務としては、土地開発公社等の負債額や第三セクターへの損失補償額のうち一般会計等による負担見込額などがある。これらを合計したのから、充当可能基金や充当可能特定歳入、地方債残高に係る交付税基準財政需要額算入見込額を控除し、その控除後の数値の標準財政規模等に対する割合で算定する。

将来負担比率が350%以上になると早期健全化団体となる。なお財政再生基準は設定されていない。

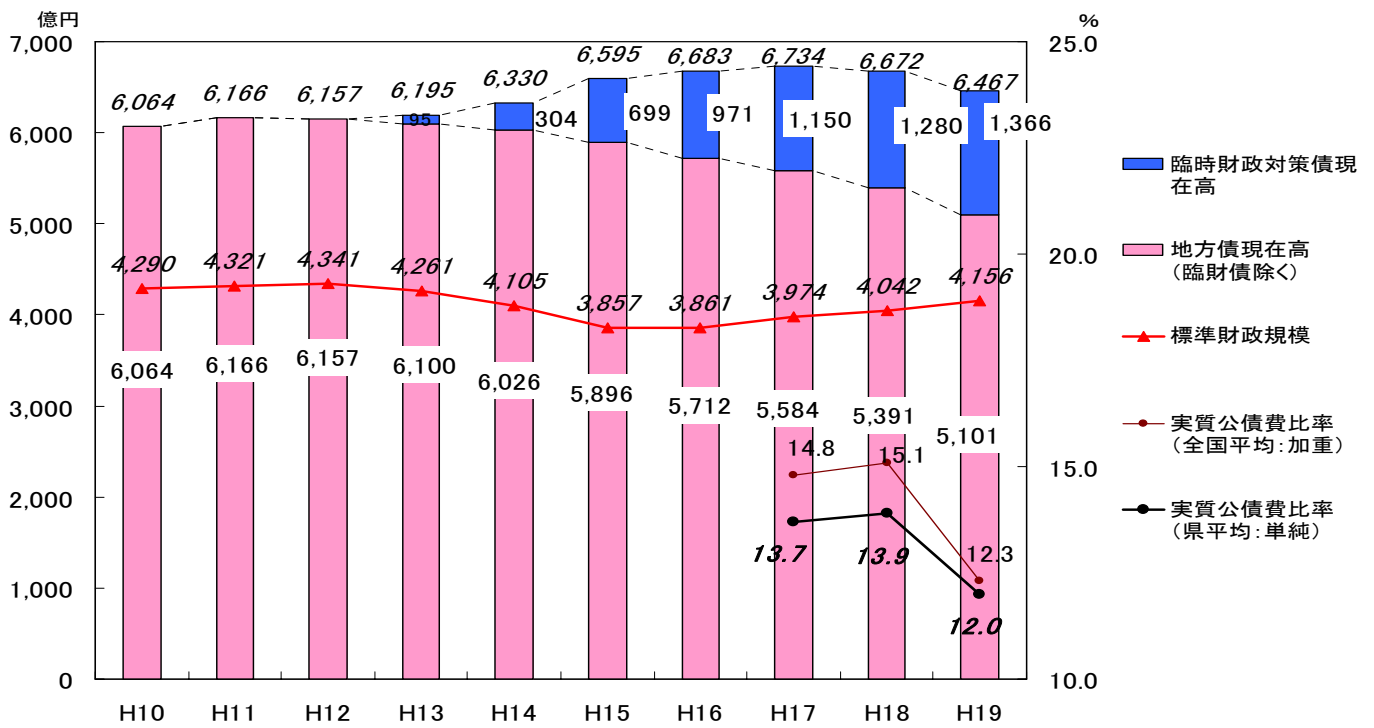
$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B+C+D)}{E-F} \times 100 (\%)$$

- A：前年度末の確定債務と負担が見込まれる債務の合計値
- B：前年度末の充当可能基金の現在高
- C：債務の償還財源に充当可能な特定の歳入の収入見込額
- D：前年度末の地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額
- E：標準財政規模
- F：事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費等

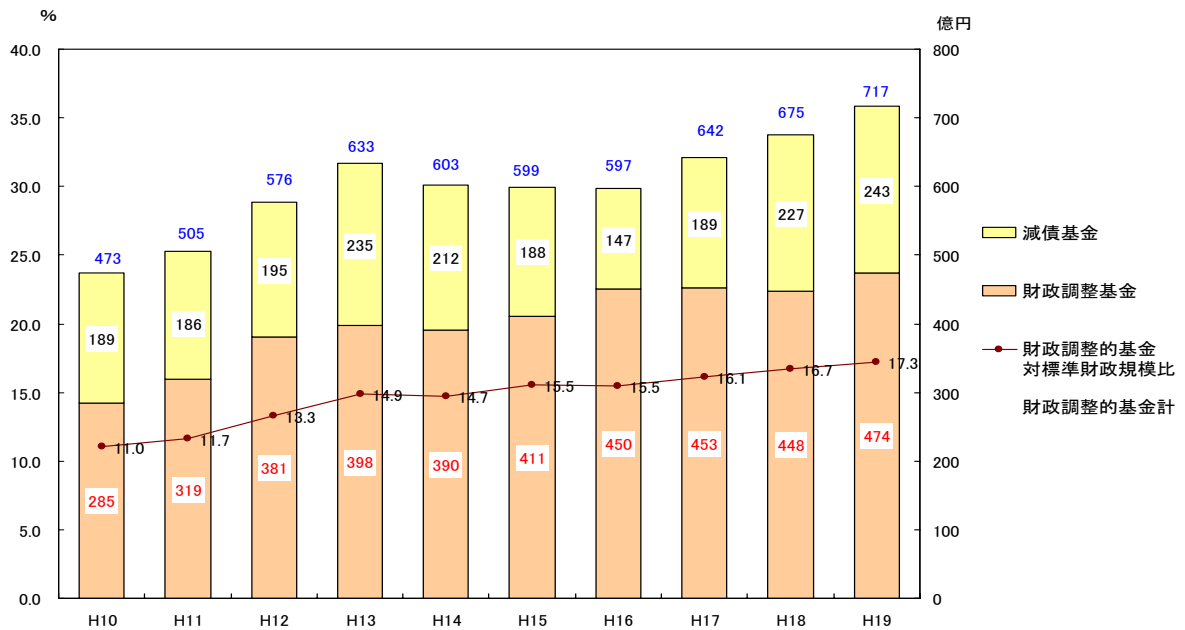
經常収支比率の推移



地方債現在高及び実質公債費比率の推移



財政調整的基金現在高の推移



平成19年度決算統計等に基づく主要指標

	経常収支比率		実質公債費比率		起債制限比率		将来負担比率		地方債残高対標準財政規模		積立金対標準財政規模		財政調整基金対標準財政規模		財政力指数 H17-H19平均	地方税徴収率(現年課税+滞繰分) ※ %	地方税収入に占める人件費率 %	住民一人当たり標準財政規模 千円
	当年度	増減	当年度	増減	当年度	増減	当年度	増減	当年度	増減	当年度	増減	当年度	増減				
1 宇都宮市	85.5	1.5	8.7	△ 3.5	10.1	△ 0.4	20.1	-	127.4	△ 12.4	38.0	5.2	11.7	△ 0.3	1.07	93.5	34.0	213
2 足利市	92.8	△ 0.2	11.5	△ 6.9	12.4	△ 0.4	69.5	-	175.5	△ 8.4	33.4	△ 3.0	7.4	△ 1.3	0.76	84.5	44.3	186
3 栃木市	94.0	3.4	12.7	△ 4.5	12.7	△ 0.2	85.1	-	187.0	△ 8.7	30.9	0.1	4.8	△ 0.1	0.78	89.8	44.3	192
4 佐野市	89.4	4.0	10.4	△ 3.6	10.4	0.1	82.8	-	171.9	△ 4.6	29.4	△ 2.0	15.9	7.2	0.78	88.9	49.6	207
5 鹿沼市	92.5	4.7	9.5	△ 2.6	9.2	△ 0.3	80.3	-	142.5	△ 3.5	24.3	0.8	4.1	0.5	0.76	89.0	53.0	212
6 日光市	93.3	△ 0.2	13.2	△ 1.3	13.1	0.1	106.1	-	193.6	△ 5.4	33.4	6.8	16.1	6.6	0.71	78.7	65.5	255
7 小山市	83.7	△ 0.6	11.1	△ 6.0	11.2	△ 0.7	98.6	-	158.7	△ 14.4	15.6	0.7	7.3	△ 0.7	1.03	90.0	36.9	200
8 真岡市	75.2	△ 0.6	12.7	△ 3.8	9.5	△ 0.9	61.5	-	128.3	△ 24.4	26.7	0.2	10.4	△ 1.5	1.05	91.3	24.5	237
9 大田原市	93.5	3.5	12.1	△ 1.2	9.1	0.0	105.5	-	172.4	1.8	28.3	△ 2.9	9.3	△ 2.5	0.76	90.5	47.4	235
10 矢板市	92.8	2.7	12.8	△ 2.6	8.4	0.0	100.3	-	167.3	△ 1.4	25.4	0.4	7.1	△ 0.3	0.83	84.4	39.6	210
11 那須塩原市	97.0	0.8	13.9	△ 1.6	11.1	△ 1.0	61.6	-	153.4	△ 4.6	34.0	△ 0.4	6.8	1.5	0.89	86.4	36.0	220
12 さくら市	86.8	△ 0.4	13.6	△ 2.1	8.7	0.1	86.5	-	160.5	△ 3.9	51.9	4.8	14.5	0.7	0.78	89.6	45.7	214
13 那須烏山市	89.9	0.1	15.6	△ 0.7	9.5	△ 0.6	68.2	-	154.6	△ 4.1	49.6	7.2	14.2	2.9	0.49	72.2	78.4	252
14 卜野市	88.3	0.5	15.0	△ 2.4	11.8	△ 1.0	42.8	-	145.3	△ 9.3	50.8	5.3	13.6	△ 0.2	0.84	94.1	38.3	215
15 上三川町	91.6	27.2	7.8	△ 2.2	6.8	△ 0.7	22.6	-	112.2	8.0	47.5	△ 19.7	8.0	△ 6.5	1.43	94.4	29.6	275
16 西方町	85.4	0.6	16.0	0.1	8.8	△ 0.1	86.7	-	140.0	△ 6.8	47.4	3.2	35.3	3.6	0.60	94.3	68.0	295
17 二宮町	87.4	4.8	10.8	△ 1.0	8.6	0.1	40.7	-	149.0	△ 1.5	55.9	△ 7.2	26.6	△ 1.9	0.53	86.2	66.4	226
18 益子町	90.6	0.4	15.5	0.4	12.0	0.4	119.0	-	154.6	△ 8.3	14.1	1.5	10.2	1.6	0.61	80.9	51.7	192
19 茂木町	89.4	0.0	13.8	0.1	9.1	0.0	142.8	-	183.5	8.5	25.6	△ 1.3	8.0	3.6	0.51	88.2	73.1	270
20 市貝町	91.0	3.8	16.1	0.7	13.8	0.6	141.6	-	167.6	△ 11.0	13.0	△ 1.6	6.0	0.6	0.80	92.8	51.9	249
21 芳賀町	66.5	1.2	8.3	△ 2.0	4.6	△ 2.4	21.0	-	85.9	△ 8.7	37.7	△ 11.8	19.1	△ 4.5	1.34	94.5	27.5	358
22 壬生町	89.6	1.3	4.9	△ 3.3	4.7	△ 0.6	-	-	92.4	△ 2.5	55.5	1.1	15.6	△ 0.9	0.73	87.5	42.1	187
23 野木町	87.9	4.0	5.5	△ 4.5	2.1	△ 4.8	23.5	-	86.0	△ 2.7	32.3	0.2	18.4	0.5	0.94	93.3	39.7	190
24 大平町	93.4	△ 1.1	14.0	△ 2.5	8.8	△ 2.0	111.6	-	123.4	△ 8.6	21.3	△ 4.6	4.9	△ 2.6	0.78	94.7	43.4	184
25 藤岡町	89.5	4.2	9.5	△ 2.2	4.7	△ 2.8	93.0	-	112.4	△ 1.7	28.5	0.0	12.5	0.0	0.63	93.8	65.0	214
26 岩舟町	92.0	2.0	11.7	0.0	8.0	0.0	87.1	-	151.4	△ 14.0	33.0	△ 1.2	9.4	△ 0.3	0.62	94.1	67.6	214
27 都賀町	84.7	△ 3.7	10.7	△ 1.0	6.5	△ 1.6	58.7	-	133.4	△ 1.1	42.3	0.8	11.6	△ 1.2	0.61	94.3	57.0	215
28 塩谷町	87.2	△ 0.5	15.2	△ 0.2	11.7	△ 0.2	109.9	-	197.7	△ 7.0	41.8	△ 1.1	22.8	△ 0.2	0.52	85.6	85.7	258
29 高根沢町	86.1	6.4	13.8	△ 1.7	9.0	△ 0.2	82.0	-	128.3	△ 12.8	23.1	△ 12.9	13.3	△ 7.3	0.94	96.1	32.9	200
30 那須町	96.7	3.3	12.8	1.6	7.7	0.9	111.7	-	145.1	△ 7.4	17.2	△ 0.9	8.5	0.4	0.83	84.7	46.6	256
31 那珂川町	89.6	0.0	13.1	0.6	8.7	0.2	101.6	-	187.4	0.7	71.8	△ 0.3	14.5	1.4	0.44	77.4	103.9	279
市平均	89.6	1.3	12.3	△ 3.1	10.5	△ 0.4	76.4	-	152.8	△ 9.1	33.0	2.0	10.3	0.7	0.82	89.4	45.5	218
町平均	88.2	3.2	11.7	△ 1.0	8.0	△ 0.8	79.6	-	133.4	△ 4.4	36.1	△ 4.5	13.3	△ 1.4	0.76	90.4	56.0	239
市町平均	88.8	2.3	12.0	△ 1.9	9.1	△ 0.6	78.1	-	149.1	△ 8.1	33.6	0.7	10.9	0.3	0.79	89.6	51.3	229

平成19年度決算統計、平成19年度決算に基づく健全化指標算定様式に基づく

(合併団体の合併前年度の指標については、合併市町村の単純計した数値を基に計算する例だが、今年はその当市町なし。)

平均は、31団体ベースの単純平均。ただし、※は加重平均。

標準財政規模は、臨財債を含む値である。なお増減は、前年度の値を臨財債を含む値に置き換えて算出した。

将来負担比率が算出されない場合は「-」と表示している。

地方債残高は、普通会計決算統計上の地方債残高である。

積立金は、財調基金・減債基金・その他特目基金の合計数値である。